

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を次のように改める。

六 教育委員 会規則及び 教育委員会 訓令の制定 又は改廃を 行うこと。	教育委員会規 則及び教育委員 会訓令の制定又 は改廃（軽易な 事項に係る改廃 及び法令又は条 例により当然必 要とする改廃を 除く。）を行う こと。	教育委員会規 則及び教育委員 会訓令の軽易な 事項に係る改廃 を行うこと。	教育委員会規 則及び教育委員 会訓令の法令又 は条例により当 然必要とする改 廃を行うこと。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育長専決事項の欄8中「職員」の下に「（地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職にあつては、副教育長等職員に限る。）」を加え、同号部長専決事項の欄中10を11とし、9を10とし、8を9とし、同欄7中「8及び9」を「9及び10」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、職員（副教育長等職員を除く。）を休職すること。

別表第二県立学校部の表県立学校校人事課の項第一号教育長専決事項の欄1中「主査級以上の職員」の下に「（以下この項において「副校長等職員」という。）（育児休業法第六条第一項第一号若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に

関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき採用される職員及び臨時的任用職員を除く。）を加え、同欄２中「主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員」を「副校長等職員」に改め、同欄６中「職員」の下に「（地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職にあつては、校長に限る。）」を加え、同号部長専決事項の欄１中「事務職員」を「副校長等職員（育児休業法第六条第一項第一号若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項第一号の規定に基づき採用される職員に限る。）並びに事務職員」に、「並びに」を「、」に、「及び寄宿舎指導員」を「並びに寄宿舎指導員（臨時的任用職員を除く。）」に改め、同欄中10を11とし、5から9までを6から10までとし、4の次に次のように加える。

5 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、職員（校長を除く。）を休職すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄５中「職員」の下に「（地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職にあつては、校長に限る。）」を加え、同号部長専決事項の欄中9を10とし、5から8までを6から9までとし、4の次に次のように加える。

5 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）を休職すること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。